

法にて可有之事に候。且又右之品相濟候ても、無益之咄に成及長座申由に候。左候而は稽古に事寄、人多參會之様にも可相聞候間、相濟候は、追付退出可然事。但、同役中にも可有傳達事。

### 一五 家中女子行歩之儀觸

覺

一、御家中侍中之母・妻・娘等、行歩之ために候とて寺社方々毎度致遊參候。往古は々様之風俗にては無之候處、近年は猥成儀罷成候。神事開帳等之群集之場は、男子さへ至て遠慮仕苦に候處、婦人之相越候儀は一向有之間敷儀に候。先々にて若不慮之儀出來候時は、其首尾により父・夫・子・弟等、不得止身上果候基にも可罷成儀に候。左様之所をも不辨、無益之行歩遊參仕候儀押留不申段は、父・夫等之不覺悟にて、一圓不可然事に候條、急度慎候様に、家内之者は相しめし可申候事。

但、親族之方々對面のため相越候儀、且又下屋敷請地等々相越申間敷儀にては無之候。乍然食餌等も軽く相認、

休息之場にては目立候儀無之、行粧等隨分穩便に仕可申候事。

一、女中病氣爲保養行歩仕儀も候は、其病婦に限行歩爲仕候儀は各別に候事。

一、談義說法聽聞之儀は各別にも候得共、是以若き女中などは強而眞實聽聞之ためにては無之、多分は物詣に事寄候而之遊參と相聞え候間、御徒並以上之者妻子等は、老女之外遠慮いたし可然候事。

右風俗不作法に相見え、又は費之筋にも罷成候間、急度相心得候様に組・支配之人々ね被申談可然候。組等之内裁許有之人々は、其支配にも申含候様、是又可被申聞候事。

右之趣可被得其意候。以上。

八月朔日

横山大和守

### 一六 役銀・出銀上納の儀に付觸

御家中之面々、連々勝手致困窮、當春役銀・出銀差上得不申者も可有之候。且又飯米等にも指つかへ可申様子之者も可有之躰之旨粗相聞候に付、右之趣達御内聽候處、米下直

之儀は相知候事候得ば、兼而其心得を以嚴敷致儉約、取續候様可相心得處、左様之躰も無之、不心得故と被思召候。役

銀・出銀之儀は品重き事に候得ば、指つかへ候者は急度御咎め不被遊候半では難被爲成儀に候間、頭々も兼々其心得有之、除知等も爲仕、何かを指置上納爲仕可申儀と被思召候段御内意に付、右之趣申聞候條、嚴重に被相心得、同役中可被申談事。

(元文二年) 三月

本多安房守

### 一七 御貸米等返上延期難承届

儀觸

先年御儉約被仰出候節は、返上相定有之候通返上仕候處、近年段々ゆるやかに成、彼是申立願之品多罷成候。向後は御貸米并御切手等、又は江戸御扶持方など返上相延申度願有之候ても、唯今迄之趣には難承届候。然共品々返上有之面々は、及僉議申儀も可有之候。此段兼而頭々可有其心得事。

(元文三年) 三月

前田土佐守

### 一八 諸役所儉約方僉議之儀申渡

御勝手連々御難澁之處、近年打續莫大之御損毛、其上去年以來不時御物入多有之、御借銀等過分に罷成、最早此上可被成様も無之御時節に至候に付、各別之趣にて御格茂御改可被成外無之候。左候得ば大切至極之儀に候間、各萬端心を付、御爲之儀に候得ば、少々之品にても御儉約之筋に成候儀は無油斷可有僉議候。且又他役所之事にても、心付候儀有之候は、無遠慮互に同役同事に相心得、和順を以申談、專御儉約之筋相立候様、急度可相心得旨被仰出候條、被得其意、唯今より御格茂被改候同事相心得、嚴重に御儉約之筋相立候様可被僉議候事。

以上

十一月

御儉約之儀に付、被仰出之趣有之、諸役人等々別紙之通申渡候に付、寫相達候條、各にも御儉約之筋被心付候儀有之候は、可被申聞候。且又返上銀等、唯今迄無據申立有之分